



労災ニュース 8号

第6回労災裁判が行われました！

9月25日(金) 第6回労災裁判が行われました。9月のシルバーウィーク明けの秋晴れのもと、聴覚障害者5名を含む20名の方々が東京地方裁判所に駆け付けました。裁判開始後初めて、傍聴席に空席のある裁判となりました。

§§ 裁判内容 §§

今回は、今後の準備書面として国から出される医師の意見書(カルテ)に対し、原告からも医師の意見書をいつ頃までに準備するか等、見通しの確認が行われ、次回の裁判期日の決定があり終了となりました。

§§ 報告会 §§

裁判終了後、弁護士会館にて報告会が開かれました。支援する会の河合会長から「継続して参加していただき、裁判に関心を持ってください。各地域へ今日の内容を持ち帰り報告をしてください。」「裁判と並行して運動をしていかなければなりません。」との呼びかけがありました。

その後、田門弁護士から裁判経過についての説明がありました。登録通訳者の労働者性を問う裁判は前例がないことや、医学的争点があることにより準備に時間がかかることが、裁判を長引かせる要因になっている。また、「医学的な根拠といえる医師の意見書を国が法的にまとめてくるものに、どのように対抗していくか」が今回のポイントであるという説明がありました。

斎藤ケースワーカーから、国側が準備する医師は手話通訳の実態を知らない、頸頸腕の専門知識もない医師なので心配は要らない。しかし、本日話された内容は、裁判の重要な部分である。傍聴席に空席があったのは良くない。多くの国民が、多くの聴覚障害者が、この裁判に注目していることを裁判長に分かってもらうためにも、たくさんの傍聴者に詰めかけて欲しいとの檄がありました。

最後に内山さんから、聴覚障害者が入学している専門学校の講義に派遣が適用されていない、という現状を例に挙げ、そんな中で通訳依頼を断るといふ、本当の意味での諾否の自由があるのだろうか、との訴えがありました。今後も長く続く裁判です。皆さんの傍聴が裁判の支えとなり力となります。引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。



次回は 12月2日(水)
午後 16時30分～
(集合は午後 16時15分)
集合場所：
東京地方裁判所 12階
労働部第1審問室」前の廊下
遅れての入室は出来ません。

現在の募金額
897,956円(9/30現在)

「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～
【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局
内 T/F 048 - 653 - 7324